

議案 第221号

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例を廃止する
条例案

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）は、廃止する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

水道事業及び工業用水道事業を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 飲用水その他の浄水を供給するため水道事業を、工業用水を供給するため工業用水道事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、市勢の発展に伴つて増加する水の需要に応じ施設の整備拡充を図り、公共の福祉を増進するとともに、事業の経済性を發揮するように運営されなければならない。

2 水道事業等の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 水道事業

ア 給水区域 大阪市全域。ただし、公益上必要があるときは給水区域外に分水することができる。

イ 1日最大給水量 2,430,000立方メートル

(2) 工業用水道事業

ア 給水区域 都島区、福島区、此花区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区及び西成区の区域の全部並びに北区、生野区、住之江区、東住吉区及び平野区の区域の一部

イ 1日最大給水量 260,000立方メートル

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業及び工業用水道事業を通じて管理者1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 管理者の名称は、大阪市水道局長とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、

その適正な見積価額) が70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る免除の額が100,000円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 負担附きの寄附又は贈与の受領でその負担となるべきものの見積価額が500,000円をこえるもの
- (2) 法律上本市の義務に属する賠償責任の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円をこえるもの
- (3) 訴えの提起で訴訟物の価格が5,000,000円をこえるもの
- (4) 和解及び調停でその目的物の価格が5,000,000円をこえるもの
- (5) 審査請求その他の不服申立て、あつせん及び仲裁

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、それぞれの期間における次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 損益計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 企業債及び一時借入金の現在高
- (4) 前各号のほか、水道事業等の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつたときは、管理者は事故のやんだときから1月以内にこれを提出しなければならない。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

（重要な資産の取得及び処分に関する経過措置）

2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第5条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。